

# 富士見市自治基本条例の手引

平成19年4月

富士見市

# 目次

富士見市自治基本条例解説 .....	1
富士見市市民参加手続規則解説 .....	17
富士見市審議会等の設置運営に関する指針解説 .....	28
参考資料 .....	33

## 【更新履歴】

2004/05/01 第1版 初版発行

2006/04/01 第2版 富士見市審議会等の設置運営に関する指針の一部改正による

2007/04/01 第3版 富士見市審議会等の設置運営に関する指針の一部改正による

# 富士見市自治基本条例解説

# 富士見市自治基本条例解説

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本原則（第3条 第5条）

第3章 市民の権利及び責務（第6条・第7条）

第4章 市議会、市等の責務（第8条 第11条）

第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進（第12条 第16条）

第6章 市政運営（第17条 第25条）

第7章 条例の位置付け（第26条・第27条）

第8章 雑則（第28条）

### 附則

私たちのまち富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったと心から実感できるまちづくりを目指してきました。今日、地方分権が進展する中で、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちのことは、私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。そのために、市は、市民の豊かな創造性や社会経験がまちづくりに十分に活かされるよう多様な市民参加を進め、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題をともに考え、行動することが重要です。

こうした認識に立ち、市民自治をより大きく育て、分権型社会にふさわしい市民主権による明日の富士見市を切り拓く、活力あるまちづくりを進めるために、ここに富士見市自治基本条例を制定します。

## 【趣旨・解説】

条例制定の背景や意義、基本理念を表現したものです。

平成12年に、いわゆる地方分権一括法が施行され、財源委譲の問題等不透明な部分があるものの国・県からの権限委譲がすすみ、市の責任においてまちづくりに関する意思決定す

る範囲が広がってきました。また、少子高齢化や高度情報化社会の進展などにより、市民ニーズに応える行政課題が、多様化、高度化しており、これまで以上に総合的なまちづくりが求められています。さらに、市民による様々な活動が展開され、自分たちの住む地域のこととは、自分たちの知恵や力を出し合いながら、住みよいまちづくりを進めよう、という意識も高まってきています。

このような状況のもとに、自治の担い手である市民と市議会、行政が相互信頼のもとに、まちづくりの基本原則を明確にしながら、市民参加と協働による分権社会にふさわしい自立した行政運営やパートナーシップに基づく協働のまちづくりを進めていくことを謳ったものです。

#### <参 考>

自治...地方自治の本旨を踏まえ、市民と市の信頼と協力により、自主的、自立的な地域づくりを行うことです。こうしたことから、市民の意思が反映された市政運営が必要です。

まちづくり...本条例では、まちづくりは自治を基本とする趣旨で捉えるとともに概念としては、自治に加えて、市民の諸活動（NPOやボランティア等の市民活動団体としての活動や市民や市民相互の活動）を含むものとして捉えています。これらの活動によりより自治が充実したものとなると考えます。

地方自治の本旨...憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」とは、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると解されています。

- ・団体自治...一定の地域を基礎とする国から独立した団体（自治体等）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則のこと
- ・住民自治...地方における行政を行う場合にその地方の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと

法律用語辞典（有斐閣）より

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民の市政への参加並びに市民及び市の協働を基調とした本市の自治の基本となる事項を明らかにすることにより、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図ることを目的とする。

### 【趣旨・解説】

本条は本条例の目的を定めたものです。

本条例は、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が相互の信頼関係を築きながら協働によるまちづくりを行っていくための基本となる事項を定めて、自治の推進を図ることを目的としています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、及び補完することをいう。

### 【趣旨・解説】

本条例における「市民」「市民参加」「協働」の用語の定義について定めたものです。

#### (1) 市民の定義

「市民」とは本市の区域内に住所を有する者、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体としました。その他の団体とは、町会やボランティア団体等の市民活動団体などを指しています。

このように、市民について広く捉えたのは、市民参加や協働は様々な場面が考えられ、例えば環境や清掃美化に関する課題については、在勤者や在学する人や企業や団体にも参加や協働によ

り取り組む必要が考えられることから定めたものです。

## (2) 市民参加

「市民参加」とは、市の施策の企画・立案段階から実施、評価のそれぞれの過程において、市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることとして定義しました。

最終的な意思決定は、議会での議決や市長の決定によるものですが、この決定の過程に加わることは、自治の基本であると考えます。

なお、市の施策の企画段階から主体的に参加を求めることから「市民参画」という表現もありますが、一般的に使用されていることから「市民参加」としました。

(注) 施策とは一般的には政策 - 施策 - 事業と体系的に整理し、定義されることが多いですが、本条例では政策から事業までを包括したものとしています。

## (3) 協働

地域社会の課題の解決等を図るために、市民と市がそれぞれの役割と責任の下に、協力して取り組むという趣旨から定義したものです。

### <参考> 市民参加と協働の考え方

本条例では、市の意思決定過程に市民が加わることを「市民参加」と捉え、市民参加手続は第12・13条に規定している部分が該当します。市民参加の具体的な手法は審議会等や説明会の開催、市民意見提出手続（パブリック・コメント）などがあり、テーマや課題により市が設定します。

「協働」は、市と市民が対等な関係を持ち、それぞれの役割を分担する中で、同じ目的に向かってともに考え、協力して取り組むこととしています。第15条第1項で協働による事業を推進する旨を規定しています。

## 第2章 基本原則

### (情報の共有の原則)

第3条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とする。

#### 【趣旨・解説】

本条は、市民参加と市民と市の協働のまちづくりを進めるには、市民と市が対等の関係をつくることが前提となります。そのためには、市民と市がまちづくりに関する情報を共有するこ

とが不可欠であることから、原則の一つに位置付けました。

この情報の共有とは、市民と市が相互に情報を提供したり発信することで、意思の疎通を図り、まちづくりのパートナーとしての信頼関係を深めることにつながると考えます。

「まちづくりに関する情報」とは、市政運営にかかわるものだけでなく、市民団体の公益活動などにかかわるものも含んだものとして表現しています。

#### (市民参加の原則)

第4条 市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを基本とする。

#### 【趣旨・解説】

市民が、施策の企画立案から実施、評価のそれぞれの過程に主体的に参加することは、市民の意思が市政に反映され、住民自治を高めることにつながることから、市は市民参加機会を保障するとともに、市民の意思を市政に適切に反映することを原則としました。

なお、第9条において市の責務として市民参加機会の拡充を図ることや市民の意見や提案を適切に市政に反映させることを定めるとともに、第5章において重要な施策について適切な市民参加手続を経ることなどを定めています。

#### (協働の原則)

第5条 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働によるまちづくりを進めることを基本とする。

#### 【趣旨・解説】

市民と市が、相互理解と信頼関係のもとに、それぞれの役割と責務を担いながら相互に協力し、補完し合いながらまちづくりを進めることが必要であることから協働を原則として定めました。

なお、第5章において協働による事業の推進に努めることや、市は市民の自主的なまちづくり活動を促進していくことを定めています。

### 第3章 市民の権利及び責務

#### (市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。

#### 【趣旨・解説】

- 1 市民がまちづくりの主体であることを明文化し、市政に参加する権利と市政に関する情報を知る権利を有することを改めて明らかにしたものです。
- 2 市民がまちづくりの主体として、市民参加や協働を進めるには、ものごとの事実を正確に把握し、市民が自らの意思で判断できることが大切であることから市民が学ぶことの権利を明記したものです。

#### (市民の責務)

第7条 市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。

#### 【趣旨・解説】

本条は前条で定める権利とともに市民の責務を定めたものです。

- 1 市民が前条に定める権利を積極的に活用して、自らの意思で、主体的にまちづくり活動に参加することが自治の発展につながるとの考えから規定したものです。
- 2 市民の社会経験を通じて得た様々な技術や能力をまちづくり活動に活かすことが、まちづくりへの意識を高め、豊かな自治を創ることにつながることから定めたものです。

## 第4章 市議会、市等の責務

### (市議会の責務)

第8条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。

#### 【趣旨・解説】

市民の代表としての市議会は、市民の意思が反映されるよう運営していくことを定めるとともに、市政運営が適正に行われるよう地方自治法に定める議会の権限や機能などを行使していくことを定めたものです。

### (市の責務)

第9条 市は、市民参加の機会を拡充するとともに、市政に関する市民の意見及び提案を総合的に検討し、適切に市政に反映させなければならない。

2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。

#### 【趣旨・解説】

1 第4条で定める「市民参加の原則」と第6条に定める「市民の市政に参加する権利」を保障するために、市は、市民参加の拡充を図っていくことと市民の意見や提案を総合的に検討し、適切に市政に反映していくことを規定したものです。

「市民参加の機会の拡充」とは、市は事業を行うにあたり、これまでも説明会の開催や市民検討会議等を設置し、市民参加による市政運営をすすめながら市民の意見・意向の反映に努めてきました。

これまでのこうした取組みは、第4条の市民参加の原則を踏まえ今後も継続発展させるとともに、特に重要な施策については、第5章に定める市民参加手続、市民意見提出手続に基づいて市民参加の拡充を図っていく趣旨から表現したものです。

「総合的に検討」とは、総合計画や各行政分野の基本となる計画等との整合性や、費用対効果などから多角的に検討することです。

2 第6条第1項に定める「市民の市政に関する情報を知る権利」及び同条第2項に定める

「学ぶ権利」を保障するために、まちづくりに関する情報の提供を進めるとともに、市民要望等に基づいた多様な学習機会を設けることを規定しています。

なお、情報の提供については第18条で情報の提供の充実を図ることや第25条において市民に分かりやすい財務に関する資料の作成などを規定しています。

#### 【考えられる取組み】

学習機会の提供として、各部課において、諸計画や主要な施策等をあらかじめ選択しておき、市民の求めに応じて「出前講座」を行うなどの手法が考えられます。

#### (市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託にこたえ、市政の代表者としてこの条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

#### 【趣旨・解説】

選挙で選ばれた自治体の代表者である市長は、市政運営の責任者（地自法第147条長の統括代表権 同法第148条 事務管理執行権）として、自治を発展させるために、本条例を遵守し、公正かつ、誠実に市政運営を行うことを規定したものです。

#### (市職員の責務)

第11条 市職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。

2 市職員は、この条例の目的の達成のために必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。

#### 【趣旨・解説】

1 市職員は、市民全体の奉仕者としてその責任を果たすとともに、本条例でいう市民でもあることから、市民の視点に立って職務を進めるなど、市民との信頼関係の向上に努めるよう規定したものです。

2 市職員は、この条例に基づくまちづくりを推進するために、市民参加や協働に関する知識やその他職務を遂行するに当たって必要な専門的知識等の習得や能力の開発を進めることを規定したものです。

## 第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

### (市民参加手続)

第12条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案の性質及び影響を勘案し、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続を行うものとする。

2 前項の市民参加の手続は、事前に公表するものとする。

### 【趣旨・解説】

1 第4条に規定する市民参加の原則及び第9条で定める市民参加機会の拡充と市民の意見等を適切に市政に反映させる旨の規定を受けて、重要な施策の立案や実施、評価のそれぞれの過程において、その事案の性質や影響度を十分考慮し、最も適切で効果的な市民参加手続を行う旨を規定したものです。

市政への市民参加は住民自治の観点から重要なことであり、可能な限り広く実施すべきことですが、行政は効率性や迅速性についても求められることから、「重要な施策」として規定したものです。重要な施策の範囲は規則で定めます。

「市民参加の手続」は別に規則で定める方法により、その事案の性質や影響を勘案して、最も適切で効果的な手続により行っていくことを規定したものです。

「立案や実施、評価のそれぞれの過程」とは、例えば、立案時の市民参加手法として、市民意識調査の実施や市民検討会議の設置、市民説明会の開催などが考えられます。実施段階の市民参加手法は、市民説明会の開催などが考えられ、評価段階の市民参加手法は、市民検討会議などにおいてその事案の成果を検証することなどが考えられます。

2 市民参加手続に関する情報を市民に提供する仕組みを整えて、あらかじめ公表することを規定したものです。公表の方法については別に規則で定めます。

### 【考えられる取組み】

- ・ 市民参加の情報を提供するため、ホームページ上に、審議会等の会議日程や公開の有無、委員の公募時期や説明会、パブリックコメントの実施予定などについてわかりやすく掲載するなどの取組みが考えられます。

(市民意見提出手続)

第13条 市は、前条第1項の重要な施策の策定又は改廃に当たっては、事前に趣旨、内容その他事項を公表し、市民の意見を聴くとともに、当該意見に対する市の考え方を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

【趣旨・解説】

本条は、いわゆるパブリックコメント手続を定めたものです。

重要な施策の策定又は改廃時に当たっては、市が作成した原案を公表し、それに対する市民の意見を郵便、ファックス、電子メール等で求め、市はその意見に対して市の考え方をホームページ等で公表するとともにその意見を勘案して意思決定を行うという一連の手続を踏まなければならない旨の規定です。

市民からの意見を広く求めるために、当該施策を実施する部や課が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法などにより適切に行う必要があり、積極的に働きかけることにより、多くの市民参加を求めていくことも必要です。手続は別に規則で定めます。

緊急を要する場合及び法令に特別の定めがある場合は適用を除外することとしました。

緊急を要する場合

パブリックコメント手続については一定期間を要することから、例外的な措置として、緊急性を要するものについては本条例の手続によらなくてよいこととしました。

例えば、災害復旧に関するものなど市民の生命や財産を守るために緊急な対応をとらなければならない場合などが考えられます。

法令に特別の定めがある場合

本条例の手続によることなく、法律上の手続によることを基本とする考えから規定したものです。

例えば、都市計画法では都市計画の決定にあたり、都市計画の案について公告の日から公衆の縦覧に供すること(同法第17条1項)と定めており、この場合、関係市町村の住民や利害関係人は、この都市計画案について市に意見を提出することができる(同法第17条1項)ことを規定しています。

( 審議会等への参加 )

第 1 4 条 市は、審議会等（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので市が定めるものをいう。）を設置する場合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。

【趣旨・解説】

市民参加の機会を拡充するために、審議会等の委員の選出にあたっては、公募委員を選任することに努めるよう規定したものです。

「審議会等」とは、地方自治法第 1 3 8 条の 4 の第 3 項の規定による基本構想審議会や環境審議会などの附属機関等に加え、意見交換や提言等を行うために要綱等により設置される行財政改革推進市民会議などの市民会議や懇談会等を含みます。

審議会等委員の公募に関する規定のほか統一的な審議会の運営等に関する基本指針を別に定めます。

審議会等の会議の公開については情報公開条例第 2 5 条に規定されていることから、本条例では規定していません。

( 市民参加及び協働の推進 )

第 1 5 条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを進めるために市民参加及び協働による事業の推進に努めなければならない。

2 市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

【趣旨・解説】

市民参加や協働を積極的に推進するために、これらに関する事業の企画や実施、評価（検証）を行い、質的な向上を図っていくことが必要です。

1 条例の理念を具体化するために、市民参加や協働による事業の推進について規定したものです。

例えば、現在、市で行っている業務を市と公益的な市民活動団体が、それぞれの役割分担をする中で、協力して取り組むことなどが考えられ、こうした「協働による事業」を推進していきます。

2 市民参加や協働が円滑かつ効果的に行われるよう推進組織を設置していく旨の規定です。

全庁的な推進組織を立ち上げるとともに、市民との情報交換を行い、運用上の課題などを検討するため市民推進組織を設置していきます。

(自主的なまちづくり活動の促進)

第16条 市は、市民による自主的なまちづくり活動を促進するために情報の提供、相談、技術的支援その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解説】

市民の公益的活動などの自主的なまちづくり活動が広範に展開されることが、自治の発展に大きな要因であるにとらえ、そのために市は、市民のまちづくり活動に関する情報の提供や相談に応じるとともに専門職員を派遣し、技術的支援などを行うことを規定しています。

第6章 市政運営

(計画的な総合行政)

第17条 市は、市政運営の指針である基本構想に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければならない。

【趣旨・解説】

少子高齢化や情報化社会の進展などに伴い、行政課題はこれまで以上に多様化・高度化しています。こうしたことから、本市の定める最上位計画である基本構想(地方自治法第2条第4項)に基づき、限られた財源のもとで一層計画的で効率的な市政運営を行っていく必要があることから規定したものです。

(情報の公開)

第18条 市は、市が保有する情報を公開するとともに、正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めなければならない。

【趣旨・解説】

第6条に定める市民の知る権利を保障するために、情報公開条例に基づき、市民の開示請求により情報の公開を行うとともに、市民にわかりやすく作成した情報を広報紙やホームページなどにより積極的に提供するように規定したものです。

(説明責任)

第19条 市は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容及び必要性を市民に分かりやすく説明することに努めなければならない。

【趣旨・解説】

施策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その必要性や妥当性等を市民に分かりやすく説明することは、信頼関係を築き、市民参加や協働を進める上で重要です。そのために、内容を分かりやすく説明していくことに努めることを規定したものです。

(応答責任)

第20条 市は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

【趣旨・解説】

市政に関する市民からの意見、要望等は、これまでも市長への手紙、メールなど様々な形で受けてきました。今後も市民からの質問、意見、要望等について、迅速に応えることを規定したものです。

(個人情報の保護)

第21条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければならない。

【趣旨・解説】

市が持っている個人情報の適正な取扱いをするために、個人情報保護条例に基づき、自己の個人情報について開示、訂正などを請求する権利を保障するとともに、市は、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にするなどし、市民の権利利益の保護を図り、公正で信頼される市政を推進することを目的に規定したものです。

( 適正な行政手続 )

第 2 2 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市が行う処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。

【趣旨・解説】

市民の権利利益の保護を図るために、市が行う行政指導や届出に関する手続きの共通事項を定めた行政手続条例に基づき、適正な行政手続を行うことを規定したものです。

( 市民投票制度の活用 )

第 2 3 条 市は、市政運営上の重要事項に係る意思決定については、富士見市民投票条例（平成 1 4 年条例第 2 9 号）に定める市民投票の制度の活用に努めなければならない。

【趣旨・解説】

市は、市や市民全体に直接の利害がある事項について市民の総意の確認の手段として、市民投票条例に定める市民投票の制度を活用することに努めることを規定したものです。

( 行政評価 )

第 2 4 条 市は、施策の成果及び達成度を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を行い、的確に、その結果を施策に反映させるよう努めなければならない。

【趣旨・解説】

財政状況が厳しさを増す中で、市政運営を効率的、効果的に進めるために、市の政策や事務事業の必要性や妥当性等の評価を行い、その結果を施策へ反映させるよう規定したものです。

「行政評価」とは、効率的、効果的な行政運営を進めるために政策目標の達成度や事業の必要性、費用対効果など行政サービスのあり方を数値などの指標を用いて評価するシステムのことをいいます。

(健全な財政運営)

第25条 市は、市政運営に当たり、中長期的財政計画を策定するとともに、効率的かつ効果的な施策の展開により、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

**【趣旨・解説】**

分権型社会の構築のために、自立したまちづくりが求められます。しかし、財政状況が極めて厳しい中で、多様化、高度化する行政課題に対応し、施策を計画的に推進する必要があります。

- 1 最小の経費で最大の効果を生み出すことを基本として、中長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営を行うことを規定したものです。
- 2 予算や決算などの資料について市民に分かりやすい財務資料を作成し、市民の知る権利に応え、情報の提供の充実に努めていくことを規定したものです。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第26条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めなければならない。

**【趣旨・解説】**

本条例は、市民参加や協働を基調とした本市における自治を推進するための基本事項について定めたものであることから、他の条例や規則等の制定や改廃を行う場合は、この条例の理念を最大限尊重することに努めることを規定したものです。

(条例の見直し)

第27条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

**【趣旨・解説】**

本条例は、本市における自治の推進に向けての基本原則等を明文化したもので、普遍的な事項を規定しているものですが、この条例が今後の社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているか、5年を超えない期間ごとに見直しを行うことの規定です。

見直し期間について「5年を超えない期間」と定めた理由は、基本計画や各行政分野の施策の基本事項を定める計画の多くが、5年での見直しを行うことから、この条例の見直し期間についても5年としています。

## 第8章 雑則

### (委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

### 【趣旨・解説】

規則で定める事項として、第12条の市民参加手続や第13条の市民意見提出手続があります。

## 附 則

### (施行期日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

# 富士見市市民参加手続規則解説

# 富士見市市民参加手続規則解説

## 目次

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 市民参加手続（第5条 第8条）

第3章 市民意見提出手続（第9条 第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）に基づく市民参加手続及び市民意見提出手続について、必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨・解説】

本規則は、市民自治を高め、分権型社会にふさわしいまちづくりを進めるために、市政への市民参加と市民との協働を基調とした富士見市自治基本条例第12条「市民参加手続」、第13条「市民意見提出手続」に規定されている市民参加手続等（市民参加手続及び市民意見提出手続）に関して必要な事項を定めています。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加手続 条例第12条の規定による市民参加の手続をいう。
- (2) 市民意見提出手続 条例第13条の規定による市民の意見を聴くための手続をいう。
- (3) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
- (4) 審議会等 条例第14条に規定する審議会等をいう。
- (5) ワークショップ 議論及び作業をとおして議題の方向性を見いだす会合をいう。

【趣旨・解説】

本規則において頻繁に使用される用語の定義を定めました。

- (1) 市民参加手続とは、規則第4条に規定する「重要施策」の立案・実施・評価の各段階において市民の参加を得て、策定等を行う方法をいいます。
- (2) 市民意見提出手続（パブリックコメント）とは、市民参加手続を経た重要施策の案に対してさらに広範な市民の意見を反映させる仕組みをいいます。
- (3) 実施機関は、条例及び規則に基づき具体的に市民参加手続等を実施する機関であり、本規則においては市長及び教育委員会を対象としました。

富士見市情報公開条例や富士見市個人情報保護条例、富士見市行政手続条例においては、全ての執行機関及び議決機関（議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会）を実施機関として定めていますが、規則においては、第4条に定める「重要施策」を実際に担当するのは、執行機関のうち、市長及び教育委員会のみであることと、長以外の執行機関には議案の提案権はなく、すべて長によって発案されること（地方自治法第180条の6第2号）から、それ以外の執行機関については実施機関から除外することとしました。

なお、水道事業については、「富士見市水道事業の設置等に関する条例」第3条の規定により管理者を置かないこととしているため「市長」に含めることとします。

- (4) 審議会等については、規則第5条を参照
- (5) ワークショップについては、規則第5条を参照

(公表の方法)

第3条 条例及びこの規則に定める公表は、次に掲げる方法のうち、全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報への掲載
- (2) 実施機関の担当窓口、市政情報コーナー等での閲覧又は配布
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

【趣旨・解説】

条例及び規則における公表の方法について規定しています。

市民に対し広く情報を提供する趣旨から第1号から第3号までの全ての方法により行うことが望ましいところですが、公表する資料の数量等の関係から、全部の方法によることが困難な場合は一部の方法でもよいこととします。

(1) 市が発行する広報紙は「広報ふじみ」「社会教育だより」「学校教育だより」等がありますが、どの広報紙によって情報の提供を行うかは、市民参加手続等に係る事案により実施機関が判断することとします。

(2) 公表すべき資料の数量等の関係から、配布が困難と思われる場合には、閲覧でも可能としますが、その場合でも概要のわかる資料等についての配布が行えるよう努めるものとします。

なお、広く情報が提供できるように公民館、コミセン等公共施設においても閲覧、配布ができるようにする配慮も必要です。

(3) 富士見市インターネットホームページ「どっと！ふじみし」を指します。

(4) 市の掲示板への掲示、町会等を通じての回覧、広報車による方法等が考えられます。

(重要施策)

第4条 条例に定める重要な施策(以下「重要施策」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想
- (2) 市の総合的な施策に関する計画
- (3) 市の各行政分野の施策の基本事項を定める計画
- (4) 市政の基本事項を定めることを内容とする条例(法令の制定又は改廃に基づくものを除く。)
- (5) 実施機関が特に市民参加手続又は市民意見提出手続を実施する必要があると認めるもの

2 前項の場合において、重要施策が次のいずれかに該当するときは、原則として市民参加手続又は市民意見提出手続の実施の対象としない。

- (1) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (2) 実施機関の内部の事務処理に関するもの
- (3) 市税の賦課及び徴収並びにその他金銭の徴収及び給付に関するもの

【趣旨・解説】

条例及び規則で規定する市民参加手続等の対象となる内容を規定しています。

市は事業を行うにあたり、これまでも説明会の開催や市民検討会議等を設置し、市民参加による市政運営をすすめながら市民の意見・意向の反映に努めてきました。

これまでのこうした取組みは、今後も継続発展させるとともに、重要な施策については市民参加手続等を実施することとします。

- (1) 地方自治法第2条第1項第4号に規定する「基本構想」を指します。
- (2) 「市の総合的な施策に関する計画」とは第1号の具体的な施策を示した基本計画を指します。
- (3) 「各行政分野の施策の基本事項を定める計画」とは、環境基本計画や高齢者保健福祉計画、生涯学習推進基本計画、男女共同参画プラン、都市計画マスタープラン、行財政改革大綱等を指します。なお、計画の内容によっては「指針」や「大綱」等必ずしも「計画」という名称を使用していないものもありますが、名称を問わず市民参加手続等の対象とします。
- (4) 条例のうち、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での

共通の制度を定めるものを対象とします。「市政全般」にあたるものとしては自治基本条例、市民投票条例、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例等が、「個別行政分野」にあたるものとしては環境基本条例が該当します。

なお、公職選挙法の改正に伴う市民投票条例の改正など、法令の制定又は改正に伴い、条例の制定又は改廃が必要となる場合については市民参加手続、市民意見提出手続は必要ありません。

(5) 第1号～第4号に定めるもののほか、特に市民参加手続等が必要と思われる施策に関しては、実施機関の判断で重要施策とすることができることを定めています。

例としては、実施することにより市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある制度（ごみの分別収集制度、学区の見直し等）や、広く市民の利用に供される公共施設（公園、公民館、コミュニティセンター、交流センター等）の建設計画等が考えられます。

2 第1項各号においては、市民参加手続等の対象となる事項について定めましたが、第2項はその中において原則として市民参加手続の対象としない事項を定めました。

「原則」としたのは、本来すべての施策が市民参加手続等の対象となることが前提であり、実施機関が市民参加手続等の必要性を判断した場合は、市民参加手続を行うことを妨げるものではありません。

(1) 都市計画法に定める都市計画原案作成段階での公聴会の開催や都市緑化法に基づく緑の基本計画策定時における縦覧・意見書の提出、土地区画整理法に基づく事業計画の縦覧及び意見書の提出等が該当します。

(2) 人事、財政、組織等に関するものを指します。

(3) 地方自治法第74条第1項で条例の制定または改廃の請求の制限が示されております。これに該当する地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例等が該当するほか、給付に関わる事項についても除外としました。

<参考>（逐条解説地方自治法より）

地方税等の賦課徴収に関する条例の制定または改廃に関する住民の直接請求を除外しているのは、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、近時におけるその運営の実情をみるに地方公共団体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるからである。

## 第2章 市民参加手続

### (市民参加手続の方法)

第5条 市民参加手続は、次に掲げる方法のうち、全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 説明会の開催
- (3) 市民意向調査の実施
- (4) ワークショップの実施
- (5) その他実施機関が適当とする方法

### 【趣旨・解説】

重要施策の立案、実施、評価の過程において実施すべき市民参加手続の方法を定めます。実施機関は対象となる重要施策の性質及び影響を勘案し、全部又は1以上の方法を実施することとします。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する付属機関のほか、実施機関が規則、要綱等で設置するものも含まれます。なお、市民会議、懇談会等名称は問わないものとします。
- (2) これまでの説明会は、どちらかという行政から市民等への一方的な情報提供の場としての位置づけとなっていました。自治基本条例や本規則に規定する説明会とは、市民と市や市民同士の自由な意見交換を通じて合意形成に努めることを目的として実施するものです。
- (3) 市民意向調査は、重要施策について市民の意向を把握し、分析する必要が生じた場合に、その重要施策の関係する市民等に対し、調査項目を設定して一定期間内にその回答を求めるとをいいます。
- (4) ワークショップは市民と市や市民同士の自由な議論及び作業をとおして重要施策の方向性を見出すことを目的に開催します。
- (5) その他の市民参加手続として考えられる方法としては、公開の場で意見を述べ議論する「シンポジウム」や「フォーラム」、公募により市民を登録し、意見を聴取する「モニター方式」、団体や個人への聞き取りを行う「ヒアリング」やテーマを設けて市民からアイデアや作文を募集する方法があげられます。

( 審議会等の開催の公表 )

第 6 条 審議会等を開催するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 議題
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 傍聴の手続
- (4) その他実施機関が必要と認める事項

2 富士見市情報公開条例（平成 13 年条例第 26 号）第 25 条ただし書の規定により審議会等を公開しない場合は、その旨を公表するものとする。

【趣旨・解説】

市民参加手続のうち、審議会等を開催する場合の事前公表事項を示したものです。

公表の方法については、規則第 3 条に定める方法とします。

( 説明会及びワークショップの実施の公表 )

第 7 条 説明会及びワークショップを実施するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 実施の趣旨
- (2) 実施の日時及び場所
- (3) その他実施機関が必要と認める事項

【趣旨・解説】

市民参加手続のうち、説明会及びワークショップを開催する場合の事前公表事項を定めたものです。

公表の方法については、規則第 3 条に定める方法とします。

- (1) どのような目的で開催するのかを市民に周知することが必要であることから、開催の趣旨等について事前に公開をします。
- (2) 開催日時、場所等については、多くの人に参加できるよう配慮するようにします。
- (3) 参加可能人数や担当課（者）、事前に資料を公表する必要がある場合等、事前に概要を知らせておく必要が有る場合はその内容を公表します。

( 市民意向調査の公表 )

第 8 条 市民意向調査を実施するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 市民意向調査の趣旨
- (2) 市民意向調査の対象者
- (3) 市民意向調査の方法
- (4) 市民意向調査の実施期間
- (5) その他実施機関が必要と認める事項

【趣旨・解説】

市民参加手続のうち、市民意向調査を実施する場合の事前公表事項を定めたものです。

公表の方法については、規則第 3 条に定める方法とします。

第 3 章 市民意見提出手続

( 市民意見提出手続の公表 )

第 9 条 市民意見提出手続を実施するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 重要施策の策定案又は改廃案（以下「策定案等」という。）
- (2) 策定案等を作成した目的
- (3) 策定案等を理解するために必要な関連資料
- (4) 策定案等に対する意見（以下「市民意見」という。）の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) その他実施機関が必要と認める事項

【趣旨・解説】

条例第 13 条に規定する、いわゆる「パブリックコメント制度」に関する公表事項を定めたものです。

公表の方法については、規則第 3 条に定める方法とします。

市民意見提出手続は重要施策の策定、改廃に当たって実施するものです。

条例において、法令に別の規定がある場合は実施しなくてもよい旨を定めております。例としては都市計画法に定める都市計画案の縦覧時の意見書の提出制度、都市緑化法に定め

る緑の基本計画の策定時における縦覧・意見書の提出の規定、土地区画整理事業計画の縦覧及び意見書の提出があります。

(市民意見を提出できるもの)

第10条 市民意見を提出できるものは、市民及び市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有するものとする。

**【趣旨・解説】**

「利害関係を有するもの」とは、市外に居住する納税義務を有するもの等をいいます。

(市民意見の提出)

第11条 実施機関は、第9条の規定により公表した日から1月の期間を設けて市民意見の提出を求めなければならない。ただし、やむを得ない事由により1月の期間を設けることができないときは、その期間を短縮することができる。

2 市民意見の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関の指定する場所への書面の持参又は郵送
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 市のホームページ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 市民意見を提出しようとするものは、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

- (1) 市内に在住する個人 住所及び氏名
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 事務所又は事業者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (3) 市内に在勤する個人 住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
- (4) 市内に在学する個人 住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
- (5) 市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの
  - ア 個人 住所及び氏名並びに利害関係を有することを証する事項
  - イ 法人その他の団体 事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有することを証する事項

【趣旨・解説】

市民意見提出手続の全般を定めたものです。

- 1 意見の提出期間を1月と定めた理由は、重要施策の検討スケジュールに影響を来さない範囲で市民が十分検討できる期間であることからです。
- 2 できるだけ多様な方法により意見の提出ができることとするために、各号による方法を定めました。
- 3 市民意見を提出に際して、自己の発言に対し責任ある対応をしていただきたいと考え、氏名

等を明らかにすることとしています。

(市民意見提出手続の特例)

第12条 実施機関は、第9条から前条までの規定に準じた手続を経た審議会等の報告、答申等を受け、当該報告、答申等の内容と基本的に異なる策定案を策定した場合は、第9条から前条までの規定による手続を実施しないことができる。

【趣旨・解説】

条例では重要施策の立案、実施、評価の過程で市民参加手続を実施することとしており、また、策定、改廃においては、市民意見提出手続を実施することとしています。

例えば、実施機関が市民参加手続の方法を審議会等の開催により行う場合は、審議会等が議論、検討した内容を踏まえて答申や提言、報告等を行い、それを受けて実施機関は重要施策案の策定を行い、当該案について、市民意見提出手続を実施します。

本条は特例として、審議会等が答申等を行うにあたり、市民意見提出手続に準じた方法を実施し、市民の意見を反映して答申等を行った場合に、実施機関がその答申等に基づき重要施策の案を策定したときは、改めて市民意見提出手続を経る必要がない旨を規定したものです。

第4章 雑則

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日) この規則は、平成16年5月1日から施行する。

# 富士見市審議会等の設置運営に関する指針解説

## 富士見市審議会等の設置運営に関する指針

### 第1 趣旨

この指針は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類似する検討会議等をいう。）の設置運営について、法令に特別な定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

### 第2 附属機関に類似する検討会議等の基本的な考え方

法令又は条例によらず、市の要綱、要領、個別の決裁等により設置される検討会議等は、次の各号に掲げることについて、「附属機関」との性質の違いを明らかにすること。

- (1) 検討会議、懇話会、懇談会等の名称を用いてその性格を明らかにすること。
- (2) 「審議する」、「答申する」等附属機関と紛らわしい所掌事務を付与してはならない。
- (3) 聴取した意見等については、答申、建議等附属機関の審議結果と受け取られるような呼称を付さないものとする。

### 第3 審議会等の設置期限

審議会等を設置するときは、その根拠となる条例等において設置期限を明示するものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

#### 第4 審議会等の見直し

既に設置されている審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 目的が既に達成されているもの。
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの。
- (3) 設置目的及び所掌事務が類似又は重複しており、行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの。

審議会等の統廃合の考え方を示したものです。

既に設置されている審議会等が設置目的を達成しているものや社会経済状況の変化や施策の安定化などにより、特に審議会等による調査や検討が不要であるものは廃止することとします。

また、審議会等の設置目的及び、審議事項が類似しており、統合しても支障がないと考えられるもの、又は、近年の活動状況が不活発となっている等の理由から、独立した審議会等として設置しなくても、類似の審議会等に統合して、その専門部会あるいは分科会的な位置付けとした運営がより効果的と考えられるものなどは統合を検討するものとする。

#### 第5 委員数の適正化

審議会等の委員の数は、議論を行うのに適した人数とする。

審議会等の基本的な役割は、諮問事項に関する調査や審議や意見交換や提言を得るものであるため、委員数の適正化について規定したものです。

委員定数については、審議会等の機能や役割や所掌事務の違いなどから、一律に委員定数を定めることは難しいため、効果的な審議や検討を行うために適正な委員数としました。

条例等により定められている定数と実委員数とに乖離している場合などは、状況を精査し、適正な定数とする必要があります。

#### 第6 委員の在任期間

委員の在任期間は、再任等を通算して概ね10年を超えないものとする。

委員の長期在任の抑制を図るため規定したものです。各審議会等の任期については、2年又は3年のものが多く、また、再任を妨げないことを規定しているものも多いことから、幅広い

市民の選任を行うために規定したものです。

#### 第7 委員の兼職数

同一人の委員の兼職数は3機関を超えないよう努めることとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

幅広い市民の選任の観点から委員の多数兼職の抑制を図るため規定したものです。

委員の構成が一つの団体に偏らないようにすることや関係団体からの推薦にあたっては、事前に当該団体と調整し、会長職等の特定の役員でない方の推薦を得ることも考えられます。

公募による委員の選出にあたっては考慮する必要があり、委員の選出にあたっては、第10で定めるとおり兼職の状況を確認することが必要となります。

#### 第8 幅広い層からの選任

委員は、幅広い年齢層及び職種からの選任に努めるものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

- 2 委員は、公募による選任に努めるものとする。
- 3 公募の基準については、別表1のとおりとする。

#### 第9 委員の選考に関する配慮

審議会等における委員の男女比率については、男女共同参画ふじみ 2000 年プランに基づき一方の性が60%を超えない範囲を目標に、女性委員の割合が40%以上になるよう努めるものとする。

#### 第10 審議会等の設置・廃止又は委員の選任の手続等

審議会等の事務局を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、審議会等の設置・廃止を行うときは、別に定める様式により、市民生活部協働推進課長に協議しなければならない。

- 2 所管課長は、委員を選任しようとする者の兼職等の状況を協働推進課長に確認するものとする。
- 3 所管課長は、委員を選任したときは、速やかに協働推進課長に報告しなければならない。
- 4 協働推進課長は、必要に応じて審議会等の運営状況について所管課長に報告を求めることができる。

#### 第11 適用期日

この指針は、平成19年4月1日から適用する。

## 別表 1

### 審議会等の委員の公募に関する基準

#### 1 公募方法

審議会等の委員の公募は、募集記事を富士見市市民参加手続規則（平成16年規則第11号）第3条に定める方法により行い、掲載する事項は、概ね次の事項とする。

- (1) 募集の趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 概ねの開催日程
- (7) 問合せ先

#### 2 応募方法

公募による審議会等委員の応募方法は、住所、氏名等及び応募の動機を記入のうえ、提出するものとする。

#### 3 選考基準

公募委員の選任に際しての基準は下記のとおりとする。

- (1) 応募の動機が審議会等の設置目的にふさわしいと思われる者であること。
- (2) 居住地域、年齢構成、性別等に偏りのないように配慮すること。
- (3) 審議会等の開催日程に概ね参加できる者であること。

#### 4 選任の決定通知

公募による審議会等委員の決定結果は、応募者全員に通知する。

## 參考資料



《市民参加手続規則第6条関係》

< 審議会等の開催 事前公表例 >

富士見市 審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、  
この会議は公開とします。  
この会議の公開又は非公開の決定は会議当日に行います。  
この会議は非公開とします。

平成 年 月 日

富士見市 審議会  
会長

- 1 議 題 について
- 2 開催日時 平成 年 月 日 午前 時
- 3 開催場所 市役所 会議室
- 4 傍聴手続（または会議が公開された場合の傍聴手続）  
（1）受付開始時間は、当日の 時 分から行います。  
（2）傍聴希望者は、上記の会議の開催予定時刻までに会場にお越しください。  
（3）傍聴の受付は先着順に行います。また、会場の都合により傍聴者の人数を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 問い合わせ先 部 課（049 - 251 - 2711 内線 ）

< 非公開の場合は下記のとおり非公開の理由を明記すること >

- 4 非公開の理由 のため  
（例）特定の個人が識別される情報に該当すると認められる事項  
について審議を行うため

< 審議会等の会議の公開に関する傍聴要領例 >

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は開会予定時刻までに開催場所にお越しください。
- (2) 傍聴者の定員は規定しませんが、会場の都合等により人数を制限させていただく場合があります。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は会議を傍聴するに当たっては、職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反し、注意されても従わないときは、退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、会議内容について公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

《市民参加手続規則第9条関係》

< 市民意見提出手続の公表例 >

富士見市 推進計画（案）策定に対するみなさんの意見を募集します

事案の内容

- 1 意見を募集する事案 富士見市 推進計画
- 2 内容 変化する社会情勢に柔軟に対応し、活力と生きがいにみちた富士見市の を推進するために平成 年度から5ヵ年の基本的な計画を示した富士見市 計画を策定します。
- 3 意見の提出先 富士見市××部 課
- 4 提出期間 平成16年 月 日～平成16年 月 日  
1ヶ月の期間を設けます。
- 5 提出の方法 郵送 〒354-8511  
富士見市大字鶴馬1800-1  
富士見市役所××部 課  
ファクシミリ 049-254-2000  
庶務課設置以外であればその番号  
電子メール  
ホームページ ずっと・ふじみしの のページを参照
- 6 その他 意見提出の際には、住所・氏名等の記載が必要になります。  
(住所・氏名については公表しませんが、匿名での意見は受付ませんので必ずご記入下さい。)  
提出された意見等に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見等の内容およびこれに対する市の検討結果とその理由を公表します。

《審議会等の設置運営に関する指針第10関係》

審議会等の設置・廃止に関する協議書

平成 年 月 日現在

協働推進課長		所管課長		所管課文書主任		所管課担当	
名 称			審議会等の種類				
設置（廃止）予定		平成 年 月		所管課			
根拠法令等							
設置目的（廃止の場合はその理由）							
審議、協議等の内容（廃止の場合は経過）							
構 成	・学識経験者		名	・			名
	・団体等推薦者		名	・			名
	・公 募		名	・			名
任 期		年	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
活 動		定 例	・ 随 時	概ねの開催数	回 / 年	会議公開	可 ・ 否

備考 審議会等を設置する場合は、その設置根拠となる要綱等を添付してください。



審議会等開催状況調書

審議会等の名称		課名	
会議開催日	会 議 内 容		

